

令和3年9月30日

社会体育施設管理者 各位

栗原市教育委員会
教育長 佐藤 新一
(公印省略)

社会体育施設の利用制限の解除について (通知)

ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

市教育行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、政府が発令した「まん延防止重点措置」及び宮城県独自の「緊急事態宣言」について、9月30日(木)で解除されることが決定いたしました。

つきましては、市内社会体育施設の利用制限を10月1日(金)から解除いたしますので、施設利用者への周知について、よろしくお願いいたします。

記

1 市内社会体育施設の利用

すべての体育施設で、利用制限を解除する。

2 利用制限解除日

令和3年10月1日(金)

3 その他

- ・感染拡大の状況に応じて、随時内容の見直しを行うものとする。
- ・感染予防対策の徹底について、施設利用者への周知を図ること。
(マスクの着用、検温、手指や用具等の消毒 等)

【問い合わせ先】

担当：教育部社会教育課スポーツ推進係

電話：0228-42-3514 FAX：0228-42-3518

e-mail：shakaikyoiku@kuriharacity.jp